

東毛産業技術センター清掃業務委託仕様書

1 日常清掃

別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。

2 定期清掃

- (1) 洗浄・ワックス塗布 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。
- (2) 剥離・ワックス塗布 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。
- (3) 洗浄クリーニング 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。

3 トイレ清掃

- (1) 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。
- (2) 床、衛生陶器及び洗面台の清掃をする。
- (3) トイレットペーパー及び洗剤の補充を行う。(トイレットペーパーの購入は受託者の負担とする。)
- (4) ゴミ箱内のゴミを回収し、センター敷地内ゴミ置き場へ搬入する。

4 ガラス清掃

- (1) 清掃面積 外部：1020.2㎡(510.1㎡×2回)
内部：114.2㎡(57.1㎡×2回)
- (2) 清掃回数 年2回(8～9月頃・1～2月頃)

5 ゴミ箱設置及び回収

- (1) 1、2階各1か所に設置してある分別収集用ゴミ箱内のゴミを回収し、敷地内ゴミ置き場へ搬入する。
- (2) 職員室内に設置している可燃及び不燃ゴミ箱内(2か所)のゴミを一週間に2度回収し、センター敷地内ゴミ置き場へ搬入する。

6 敷地内のゴミの収集

センター敷地内のゴミを回収し、敷地内ゴミ置き場へ搬入する。
1回/月

7 玄関マット等の設置・交換

別紙「玄関マット設置一覧」のとおり。

8 建物周囲の側溝清掃

建物周囲の側溝の定期的な見回りと、必要に応じて清掃を行う。

9 その他

- (1) 上記の他、センター内の衛生の確保又は建物の管理上必要な、軽微な清掃等作業について、実施すること。
- (2) 乙は、遺失物を発見したときは、ただちに甲に届け出なければならない。
- (3) 各種作業終了後、群馬産業技術センターへ報告する。

清掃箇所一覧表

【南棟】

1 日常清掃・定期清掃一覧

区分	階数	名 称	床面積 (㎡)	床素材	日常清掃				定期清掃					
									洗浄・ワックス		剥離・ワックス		洗浄クリーニング	
					5回/週	1回/週	2回/月	1回/月	年回数	延べ面積(㎡)	年回数	延べ面積(㎡)	年回数	延べ面積(㎡)
	1階	光学測定室(旧試料分析室)	39.3	ビニルシート							1	39.3		
1		環境試験室	80.5	樹脂塗床										
2		機械計測室	109.9	ビニルシート										
3		機械計測室・前室	7.6	ビニルシート					1	7.6				
4		空調機室	34.8	防塵塗床										
5		3M法電波暗室	88.0	ステンレス										
6		3M法電波暗室測定室	28.1	ビニルタイル					1	28.1				
7		3M法電波暗室アンブ室	10.9	ビニルタイル										
8		3M法電波暗室前室	52.7	ビニルシート					1	52.7				
9		3M法電波暗室倉庫	13.9	ビニルシート										
10		小型電波暗室	45.0	フェライトタイル										
11		小型電波暗室測定室	33.2	ビニルタイル										
12		小型電波暗室アンブ室	7.1	ビニルタイル										
13		小型電波暗室前室	29.7	ビニルシート					1	29.7				
14		小型電波暗室倉庫	33.0	ビニルシート										
15		シールドルーム	54.2	ステンレス										
16		シールドルーム前室	30.0	ビニルシート					1	30.0				
17		無響室	56.0	ステンレスグレーチング										
18		無響室測定室	35.8	ビニルシート							1	35.8		
19		配光測定室(旧製品実験室)	230.6	防塵塗床										
20		倉庫	35.7	防塵塗床										
21		サーバー室	16.1	ビニルシート										
22		コンプレッサー室	8.8	防塵塗床										
23		職員室	183.6	カーペット									3	550.8
24		第一技術相談室	13.6	フローリング				○	3	40.8				
25		第二技術相談室	25.6	フローリング				○	3	76.8				
26		産学交流室	72.9	ビニルシート		○			2	145.8				
27		排水処理室	9.0	防塵塗床										
28		男子更衣室	10.6	ビニルシート					1	10.6				
29		女子更衣室	9.9	ビニルシート					1	9.9				
30		シャワー室	3.5	ビニルシート					1	3.5				
31		湯沸室	3.6	ビニルシート		○			3	10.8				
32		打合せ室	15.8	化粧畳				○	1	15.8				
33		男子トイレ	16.2	ビニルシート	○				3	48.6				
34		女子トイレ	13.0	ビニルシート	○				3	39.0				
35		多目的トイレ	5.6	ビニルシート	○				3	16.8				
36		風除室	69.8	ビニルタイル		○			3	209.4				
37		エントランスホール	168.7	フローリング		○			2	337.4	1	168.7		
38		廊下	306.6	ビニルシート		○			2	613.2	1	306.6		
39		その他	149.2	ー										
40	2階	金属組織試験室	110.4	ビニルシート					1	110.4				
41		材料分析室	76.3	ビニルシート					1	76.3				
42		第一開放研究室	76.3	ビニルシート										
43		第二開放研究室	76.3	ビニルシート										
44		第一プロジェクト研究室	76.3	ビニルシート										
45		第二プロジェクト研究室	83.0	ビニルシート										
46		空調機室	40.9	防塵塗床										
47		空調機室	36.0	防塵塗床										
48		ミーティングルーム	82.0	ビニルシート				○	2	164.0				
49		会議室	81.9	ビニルシート				○	2	163.8				
50		第一研修室	148.2	ビニルシート			○		2	296.4				
51		第二研修室	99.3	ビニルシート			○		2	198.6				
52		第三研修室	64.9	ビニルシート			○		2	129.8				
53		男子トイレ	18.3	ビニルシート	○				3	54.9				
54		女子トイレ	14.4	ビニルシート	○				3	43.2				
55		多目的トイレ	5.2	ビニルシート	○				3	15.6				
56		廊下	293.9	ビニルシート		○			2.5	734.8	0.5	147.0		
57		緊急シャワー	3.2	ステンレスマット										
58		倉庫	37.3	ビニルシート										
59		その他	75.9	ー										
60	共通	階段(A)	22.1	集成材等		○			3	66.3				
61		階段(B)	18.1	ビニルシート		○			1	18.1				
62		階段(C)	19.0	ビニルシート		○			1	19.0				
63		エレベーター	2.2	ゴムタイル		○			2	4.4				
64		その他	0.0	ー										
65	合計	3,719.5							3,822.1		697.4		550.8	

注意1：面積は小数点第2位を四捨五入している。

注意2：「区分57廊下」の剥離ワックス清掃の剥離部は面積の1/2で行う。

2 衛生器具一覧

区分	階数	名 称	数 量	清掃回数			
				日常清掃			
				5回／週	1回／週	2回／月	1回／月
1	1階	大便器(洋)	2	○			
2		大便器(和)	2	○			
3		小便器	2	○			
4		身障者便器	1	○			
5		洗面器	4	○			
6		身障者洗面器	1	○			
7		掃除流し	1	○			
8	2階	大便器(洋)	2	○			
9		大便器(和)	2	○			
10		小便器	4	○			
11		身障者便器	1	○			
12		洗面器	5	○			
13		身障者洗面器	1	○			
14		掃除流し	1	○			

3 ガラス面積一覧

区分	名 称	清掃面積(m ²)	清掃回数	
			定期清掃	
			2回／年	実施時期
南棟	外部	510.1	○	年2回(8～9月頃・1～2月頃)
	内部	57.1	○	

4 玄関マット設置一覧

区分	用途等	マットサイズ(概寸)	枚数	交換回数
南棟	屋内用	900mm×1,500mm	5	1回／月
	屋内用	1,500mm×1,800mm	2	1回／月
	屋外用	1,200mm×1,800mm	2	1回／月
	薄型(厚さ7mm程度)	900mm×1,500mm	1	1回／月

東毛産業技術センター環境衛生管理業務委託仕様書

1 業務の概要

空気環境測定、飲料水水質検査、飲料水残留塩素測定、飲料水貯水槽清掃及びねずみ・昆虫防除を行うものである。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル衛生管理法」という）、同施行令、同施行規則（以下「ビル衛生管理法施行規則」という）他、各種法令等に従い実施すること。

2 業務

（１）空気環境測定

ア 測定項目・測定方法

ビル衛生管理法第４条及び同法施行令に基づく室内衛生管理基準他、各種法令等により検査を行う。

イ 測定周期

２か月に１回

ウ 測定場所

５ポイント（内訳は下記のとおり）

１F 職員室、エントランスホール、配光測定室、

２F ミーティングルーム、２階廊下

（２）飲料水水質検査

ア ビル衛生管理法施行規則第４条第３項に定める他、各種法令等により検査を行う。

検査項目	検査回数・時期	採水場所
特定建築物における１６項目	※６ヶ月に１回	南棟 (１カ所)
消毒剤、消毒副生成物検査 (１２項目)	１回 (6/1～9/30 に実施)	南棟 (１カ所)

※特定建築物における１６項目検査は、法律の定めるところにより、１年に１回に限り、特定建築物における省略不可能項目検査（１１項目）に変更可能。

（３）飲料水残留塩素検査

ア ビル衛生管理法施行規則第４条第１項７号に定める他、各種法令等により検査を行う。

検査項目	検査回数	採水場所
遊離残留塩素測定	７日に１回	南棟 (１カ所)

イ 測定方法

平成１５年９月２９日厚生労働省告示第３１８号に定める他、各種法令等により検査を行う。

(4)ねずみ・昆虫防除

ビル衛生管理法施行規則第4条の5他、各種法令等により検査を行う。

防除エリア全体に薬剤散布を行うほか、必要な処置を行う。

ア 作業周期

6か月以内に1回

イ 防除エリア(2,017㎡)

・1階

職員室、技術相談室、産学交流室、更衣室、シャワー室、湯沸室、打合せ室、風除室

・2階

ミーティングルーム、会議室、研修室、緊急シャワー室、エレベータ

・エントランスホール

・共用エリア(トイレ、廊下、階段)

3 その他

(1)各種作業結果等を記録し、作業終了後、群馬産業技術センターへ報告する。

(2)必要に応じ、維持管理・改善方法等を提案する。